

柏市における町会・自治会・区等への加入促進に関する
協定書

柏市（以下「甲」という。）及び柏市ふるさと協議会連合会（以下「乙」という。）と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会東葛支部（以下「丙」という。）は相互の協力を図り、次に掲げる目的を推進するために、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙丙が連携のもと、柏市における町会・自治会・区等への加入促進により、地域力の向上を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲乙丙が加入促進に向けて取り組む事項を次のとおり定めるものとする。

- (1) 甲は、丙に対する必要な情報提供、乙との連絡調整等を通じて、各店舗が行う町会・自治会・区等への加入促進活動が円滑に進められるよう努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、町会・自治会・区等への加入促進用の広報物等を作成し、丙に対し提供するものとする。
- (3) 丙は柏市内に所在する会員事務所を協力店とし、甲又は乙が作成した町会・自治会・区等への加入促進ポスター、チラシ等を協力店の店頭へ掲示し、新規転入者や住宅購入者等へ配布を行うとともに、マンション・アパート等の管理・仲介の新規契約時における町会・自治会等への加入促進を行うものとする。

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙丙のいずれかからも解除の申し出がない

ときは、満了日の翌日から1年間ごとに、更新されるものとする。また期間途中で協定を解除する場合は、解除日の1か月前までに申し出を行うものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項若しくは疑義が生じた場合又は内容を変更する必要が生じたときは、甲乙丙が協議をして定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年1月24日

柏市柏五丁目10番1号

甲 柏市

柏市長 秋山浩



柏市高田693-2

乙 柏市ふるさと協議会連合会

会長 根本利治



柏市末広町5-16

丙 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
東葛支部

支部長 遠藤博

